

沿岸広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月28日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第15地割4番3地先から第12地割21番2地先まで	新	A 34.2～4.8 m	m 577.0
		B 79.8～10.5	1,286.5
	旧	A 34.2～4.8	577.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成26年1月28日から同年2月28日まで